



# 島根県報

平成21年7月17日（金）

号外第131号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県立中海水中貯木場条例の規定による貯木場の区域の告示 (林 業 課) 2

**【公安規則】**

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 2

**告 示****島根県告示第555号**

島根県立中海水中貯木場条例（昭和53年島根県条例第25号）第2条第2項の規定により、次のとおり島根県立中海水中貯木場の区域を告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から一般の縦覧に供する。

平成21年 7 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 島根県立中海水中貯木場の区域****(1) 位置**

松江市美保関町下宇部尾地先水面

**(2) 区域**

次のアの地点とイの地点を結んだ線、ウの地点とエの地点を結んだ線、オからコまでの各地点を順次に結んだ線、アの地点とコの地点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（方位は真方位とする。）

アの地点 基準点A（松江市美保関町下宇部尾地内の森山堤に設置された3級基準点（X -51950.994 Y 91211.280）をいう。以下同じ。）から299度30分、810メートルの地点

イの地点 基準点Aから309度30分、1,020メートルの地点

ウの地点 基準点Aから351度30分、880メートルの地点

エの地点 基準点Aから357度30分、730メートルの地点

オの地点 基準点Aから56度30分、740メートルの地点

カの地点 基準点Aから56度30分、830メートルの地点

キの地点 基準点Aから59度、810メートルの地点

クの地点 基準点Aから87度、870メートルの地点

ケの地点 基準点Aから87度、840メートルの地点

コの地点 基準点Aから112度30分、800メートルの地点

**2 縦覧場所**

島根県農林水産部林業課、松江水産事務所及び松江市役所

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月17日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

**島根県公安委員会規則第13号**

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第3項中「被疑者取調べの監督」を「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。